

身体に障害のある志願者の 国公立大学受験状況

研究開発部助手 藤 芳 衛

1 はじめに

文部省の学校基本調査報告書^①によれば、昭和54年度から61年度までの過去8年間に、一般高等学校卒業者のうち、通信教育や短期大学を含め大学に現役で進学した者のいわゆる平均現役進学率は30.6%に達している。一方、盲・聾・養護学校等、特殊学校高等部本科を卒業した比較的重度の身障者(身体に障害のある者)の平均現役進学率は、盲学校卒業者が2.1%、聾学校卒業者が0.7%、養護学校卒業者が0.7%である。浪人の進学率を加えて考えても大学進学率は極めて低い。他方、一般高等学校卒業者と高等学校専攻科、専修学校、各種学校、職業訓練校等、職業教育・訓練機関に入学または入所した者の平均の割合は23.1%である。それに対し、盲学校卒業者では55.9%であり、聾学校卒業者では43.0%である。一般高等学校卒業者に比べ、ほぼ2倍の割合である。この事は大学進学の希望と適正とを持つ多くの障害学生

が進学を断念し職業的自立をめざして職業教育・訓練機関に入学または入所していることを示すものと推測される。

広く身障者の希望と適正とに応じて高等教育の機会を保障するためには、高等学校段階の教育のあり方、大学側の受け入れ態勢の整備、およびそれらに対する国の施策等の充実が求められる。さらに、真に身障者に対する高等教育の意義をあらしめるためには、大学卒業後の就職問題も解決されねばならない条件である^②。また、それと共に一人でも多くの身障者に進学の手を保障するため、大学進学の手口としての大学入学者選抜制度における試験方法の改善も要求される。

このため、現在身障者に対する国公立大学入学者選抜制度における共通第1次学力試験(以下「共通1次試験」という。)の試験方法を改善するため、大学入試センター志願者データの解析を進めている。昭和54年度から61年度までの過去8年間に、共通1次試験5教科7科目の全教科・科目を受験した

身障受験生について若干の基礎的統計が得られたので報告する。まず、身障者に対する共通1次試験受験特別措置の概要について報告する。次いで、受験特別措置の結果としての身障者に対する共通1次試験受験動向と国公立大学合格状況とについて検討する。また、受験特別措置の役割を示すものとして、共通1次試験受験特別措置改善の効果について考察する。

2 共通1次試験受験特別措置の概要

共通1次試験は、国公立大学入学者選抜制度において、大学教育に必要な基礎学力の1つとして、受験生の高等学校の段階における一般的・基礎的な学習達成の程度を評価することを目的に行われる^③。一般の健常受験生同様、身障受験生に対しても国公立大学における教育の機会均等を保障する1つの条件として、共通1次試験が目的とする学習到達度の測定を出来る限り適切に行い、健常受験生と比較可能にすることが要求される。しかしながら、一般の健常受験生用試験方法を身障受験生に直接適用する事は、適切とは言えない。障害の階層的な概念に基づいていえば^④身障受験生はその生物学的な機能的・形態的障害(impairment)に伴う個体的な能力低下(disability)

によって学習到達度の測定が困難であったり、または過小評価となったりすることが考えられる。この過小評価の結果として大学入学者選抜において、社会的不利(handicap)が発生しないよう、共通1次試験において、出来る限り適切な試験方法の実施が望まれる。

このため、共通1次試験においては、身障受験生の申請に基づき、その障害の種類と程度とに応じて受験特別措置が講じられている。

現在、共通1次試験「身体障害者受験特別措置申請書」^⑤に基づき受験特別措置が講じられている対象者は3つに大別される。初年度54年度から、学校教育法施行令第22条の2に準拠した基準に該当する比較的重度の障害者に対しては受験特別措置がなされてきた。本該当者は希望する「大学・学部等に於て就学上特別な配慮を必要とすることが起こりうるので、あらかじめ出願しようとする大学と協議を行い」^⑥協議書の提出を必要とする者である。また、56年度から上記の基準には該当しないが受験特別措置を希望する軽度の障害者に対しても措置されるようになった。

Table 1に講じられた受験特別措置の件数を障害別、措置別に示す。「視覚障害」から「病虚弱」までが協議書を必要とする者である。「他」の欄が、協

Table 1 共通1次試験受験特別措置 障害別・措置別件数(54年度～61年度)

受験特別措置	視覚障害		聴覚障害		肢体不自由		病虚弱	他	計
	0.1未満	0.3未満	90dB以上	50dB以上	体幹上肢	その他下肢等			
問題 点字冊子 拡大文字冊子(59～) 一般用墨字冊子*	76	1	-	-	-	-	-	-	77
	13	11	-	-	1	-	-	17	42
	55	59	81	191	163	243	25	348	1165
解答方法 点字で解答 文字で解答(59～) フックで解答(60～) マークシートで解答*	76	1	-	-	-	-	-	-	77
	28	32	-	-	82	5	1	32	180
	-	-	-	-	56	6	-	-	62
	40	38	81	191	26	232	24	333	965
視覚 窓側の明るい席の指定 照明器具の準備 拡大鏡の持参使用	38	50	-	-	-	-	-	47	135
	16	22	-	-	-	-	-	15	53
	47	43	-	-	-	-	-	66	156
聴覚 手話通訳者の付与 座席を前列に指定 補聴器の持参使用	-	-	9	10	-	-	-	-	19
	-	-	50	128	-	-	-	101	279
	1	-	61	164	-	-	-	144	370
肢体不自由 介助者の付与(56～) 別室を設定 試験室を一階(56～) 洋式トイレ近接(60～) 特製机の使用 車椅子等持参(55～) 松葉杖の持参(60～) ライフライターの持参(59)	-	-	-	-	29	20	-	1	50
	-	-	-	-	105	38	10	24	177
	-	1	-	-	65	182	7	20	275
	-	1	-	-	18	36	1	3	59
	-	-	-	-	29	35	-	1	65
	-	1	-	-	38	120	5	-	164
	-	-	-	-	1	30	1	4	36
	-	-	-	-	1	-	-	-	1
その他	42	15	23	38	68	117	20	101	468

注1)一部の年度だけに実施された受験特別措置は実施期間を()で示した。
2) *を付した欄は受験特別措置ではないが表の構成上加えた

議書を必要としない軽度の障害者である。

さらに、60年度からは共通1次試験出願受付後の不慮の事故等による負傷者等で、受験特別措置を希望する者も受け付けられている⁶⁾。

受験特別措置は6つに大別される。問題冊子は、一般用墨字冊子を含めて3種類用意されている。解答方法は、一般用マークシート解答を含めて4種類から選択される。その他、障害別に14種類の措置がメニューにあげられている。「その他」の欄は、メニュー以外に個々の申請に対し特別に許可した措置の件数である。

視覚障害者は、点字冊子を選択する盲者と、拡大文字冊子または一般用墨字冊子を選択する弱視者⁷⁾とから構成される。点字冊子を使用する盲者に対しては、点字触読速度が墨字の目読速度に比べて2ないし3倍遅いこと⁷⁾に基づき、試験時間1.5倍の延長が特別措置として講じられている⁸⁾。また、漢字仮名交じり文の墨字冊子から、仮名書きに対応する点字冊子を作成する過程で、漢文等を仮名書きの書き下し文にしたり、または触読出来ない複雑な図を文章化する等の問題修正が行われている。しかしながら、その内容および難易度は出来る限り等価に保たれるよう努力されている。

肢体不自由者のうち体幹上肢障害者

は、主として文字またはチェックによる解答を選択し、多くの者が筆記障害を有することが知られる。一方、その他下肢等の障害者は、主としてマークシート解答を選択し、ほとんどの者が筆記障害を有しないことが知られる。

このように、受験特別措置対象者は、当初の比較的重度の身障者から、軽度の身障者および不慮の事故等の負傷者等へと広げられてきた。それに伴い、障害の種類と程度とを示す資料として身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書の添付が徹底され、受験特別措置の措置決定が客観的にできるよう改善されてきた。また、内容も弱視者に対する拡大問題冊子の準備および重度の筆記障害者に対するチェック解答方法の導入等改善されてきた。

3 共通1次試験受験動向

3.1 受験者数の推移

Table 2に共通1次試験受験者数と、第2次試験受験者数および国公立大学合格者数との推移を示す。視覚障害は点字による受験の盲者と、拡大文字または一般の墨字冊子による弱視者とに分類しなおした。その他の障害は、Table 1と同様の分類である。

盲・聾および病虚弱等、比較的重度の障害者の共通1次試験受験者数は、ほぼ一定している。一方、弱視・難聴

Table 2 共通1次試験 身障者の受験者数
第2次試験受験者数および国公立大学合格者数の推移

		視覚障害 盲 弱視		聴覚障害 聾 難聴		肢体不自由 体幹 その他 上肢 下肢等		病虚弱 他		合計
昭54年	1次受験 2次受験 合格者数	9 6 1	39 32 6	7 7 1	41 33 9	12 9 2	20 19 6	6 6 1	- - -	134 112 26
昭55年	1次受験 2次受験 合格者数	10 10 1	32 20 5	10 8 2	34 24 7	17 12 2	26 19 4	3 2 1	- - -	132 95 22
昭56年	1次受験 2次受験 合格者数	12 8 1	13 9 1	8 7 3	18 8 4	20 16 1	29 23 5	- - -	57 38 8	157 109 23
昭57年	1次受験 2次受験 合格者数	8 5 3	13 12 3	8 6 1	15 11 5	23 17 3	37 30 9	2 1 0	67 44 12	173 126 36
昭58年	1次受験 2次受験 合格者数	9 5 1	14 9 1	13 11 1	22 19 2	16 12 1	24 16 5	2 2 0	78 62 20	178 136 31
昭59年	1次受験 2次受験 合格者数	7 3 0	11 9 1	10 6 1	25 17 10	14 11 2	36 24 7	6 4 2	72 57 15	181 131 38
昭60年	1次受験 2次受験 合格者数	11 8 3	9 7 2	13 11 2	20 14 5	27 21 5	28 25 9	3 3 2	44 33 6	155 122 34
昭61年	1次受験 2次受験 合格者数	11 10 1	7 4 1	12 8 1	16 14 3	35 28 5	43 33 8	3 2 0	47 38 9	174 137 28
8年合計	1次受験 2次受験 合格者数 合格率(%)	77 55 11 14.3	138 102 20 14.5	81 64 12 14.8	191 140 45 23.6	164 126 21 12.8	243 189 53 21.8	25 20 6 24.0	365 272 70 9.2	1284 968 238 18.5

等、軽度の障害者は、最初の2年間は多いが、その後減少し、ほぼ一定している。この減少は、56年度から軽度の障害者のための協議書を必要としない「他」の欄の措置申請制度が新設されたため、その欄に移動したためと思われる。

肢体不自由者のうち体幹上肢障害者は、60年度を境に受験者数がほぼ倍増している。この倍増は、5で述べるように重度の筆記障害者に対するチェック解答方法導入の効果と思われる。一方、その他下肢等の障害者は、年度毎のばらつきは大きい、ほぼ一定しているように思われる。

56年度から新設された「他」の欄の受験者数は、増えているものの60年度を境に減少している。この減少は、60年度から障害の程度を明らかにするため身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書の添付を徹底させたためである。

このように受験特別措置申請制度の変更および体幹上肢障害の肢体不自由者の60年度を境とする倍増等を除き受験者数は毎年ほぼ一定している事が知られる。これは、国公立大学への受験機会がほぼ安定して与えられていることを示しているものと結論される。

3.2 得点分布の推移

つぎに、共通1次試験得点分布の推

移の一例として、盲者と弱視者との5教科合計得点の分布の箱型図をFig. 1に示す。問題難易度からくる年度間の変動を除去し、一般受験生の得点分布と比較可能にするため、一般受験生の平均と標準偏差とで基準化し、偏差値で示した。なお、健常受験生の偏差値の分布の中央値は51、上四分点に相当する上ヒンジは57、下四分点に相当する下ヒンジは43程度である。

盲者の分布で特徴的なのは、最初の3年間に中央値等が急上昇していることである。盲者は点字触読速度が2倍ないし3倍おそいため、試験時間を1.5倍に延長すれば80%の者が不利にならずに受験できるであろうと推測されていた⁷⁾。しかしながら、日常経験した事のない膨大な点字問題を時間制限条件下で触読しなければならず、触読速度の速さが求められたり、あるいは即読即解が求められる択一法に慣れていなかったりしたため、初年度から2、3年は十分な得点が得られなかったものと思われる。その後盲受験生の準備と努力とにより得点が急激に上昇したものと推測される。一方、59年度に落ち込みが見られる。この年初めて共通1次試験を課さない推薦入学者が1名あったりして、受験者数が7名と少ないことからくる分布のひずみも1つの原因と考えられる。現在、更に解析中である。この4年間を除くと、他の年度は

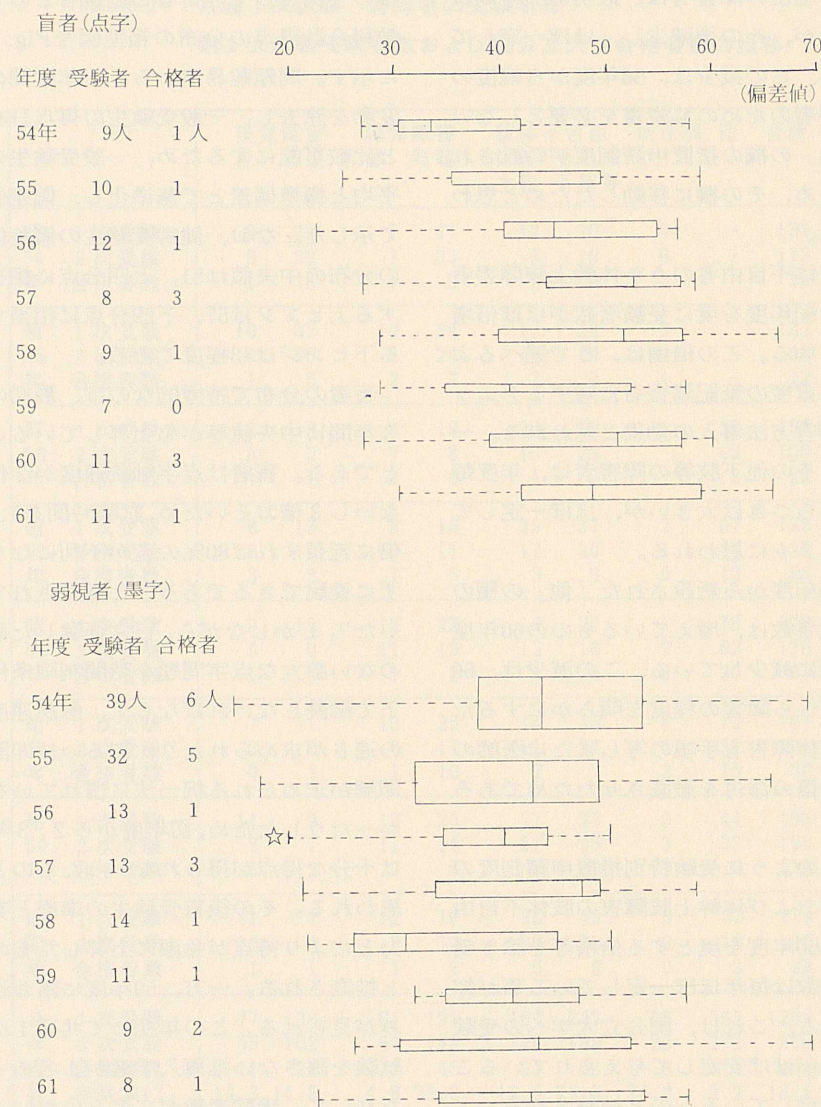


fig. 1 共通1次試験 盲者および弱視者の受験者数, 合格者数, 得点分布の推移

中央値より右の分布は、ほぼ健常受験生の分布と類似している事が知られる。また、中央値より左の分布は長く裾を引いた形をしている。

一方、弱視者の分布の中央値は、偏差値で6ないし8低いように思われる。

一般に身障受験生の得点分布は、非常に高い得点をとる者もいる反面、健常受験生に比べて高いとは言えない。分布の中央値で5ないし15程度低い年が見られる。また、分布の形状も左に長く裾を引く傾向が見られる。これは、身障受験生の受験準備が必ずしも十分出来ていないためと推測される。元来特殊学校は進学校ではない。このため高等学校課程内では十分な学習達成がなされなかったり、受験への対応が不十分であったり、あるいは模擬テスト等による学習到達度の自己評価が適切になされず、進路決定が必ずしも適当ではなかったりした結果と思われる。今後受験準備への対応が十分になされるにつれて、得点分布も健常受験生のそれに近づいていくものと予測される。しかしながら、特殊学校の教育理念から考えて、受験準備への対応が一朝一夕に十分なされるとは考えにくい。むしろ身障受験生の得点分布の現状は不自然ではないように思われる。それよりも、一浪を覚悟しても進学を希望する身障者が一人でも多く受験す

る事の方が重要であるように考えられる。

今後現役と浪人の分布を分けて解析することにより、このような事情も分析できるものと思われる。

4 国公立大学合格状況

4.1 合格者数の推移

Table 2によれば、身障者の国公立大学合格者数は共通1次試験受験者数の推移と同様、毎年ほぼ一定しているように思われる。しかしながら、体幹上肢障害の肢体不自由者は60年度を境に合格者数がきわだって増えている。これは重度の筆記障害者に対するチェック解答方法導入に伴う受験者数の増加に起因するものと考えられる。

ところで身障者の平均合格率は健常受験生に比べて2分の1ないし3分の2と比較的低い。これは3.2に見るように、主として身障者の得点分布が健常受験生のそれよりある程度低いためであろう。それとともに、大学側の受け入れ態勢が出来ておらず、身障者の受験が認められていない学部・学科もなお存在している。このため身障者の希望と適正とに応じた学部・学科の選択が必ずしもできないこともその原因として考えられる。受験生と高等学校側の受験準備への対応と努力、大学側の受け入れ態勢の整備、およびそれら

にたいする国の施策が望まれる。

このように、身障受験生の合格状況は毎年ほぼ一定しており国公立大学への入学の機会が安定して与えられていることを示すものであった。

4.2 入学を希望する学部系統

つぎに、身障者がどのような学部・学科への進学を希望しているか、またはどのような学部・学科に適しているかを調べるために、過去8年間の身障受験生の国公立大学の第2次受験者数および合格者数を、学部系統別にTable 3に示す。

障害の種類および程度と、受験または合格した学部系統との間には一定の関係がみられる。

盲者は文・経・法系がきわだって多い。それに対し理・工系は少なく、理学部の数学や物理学科に受験または進学が限られているようである。一方、弱視者は文・経・法系同様、理・工系にも受験または合格している。また、教員養成系が特に多く選択されている。盲者も情報処理科等、実験の少ない理・工系への進学を考えるとともに盲教育教員養成課程をもつ教員養成系への進学を考えてもよいように思われる。

聾者は盲者と逆に文・経・法系よりも理・工系への進学が希望されている。また芸術・体育系への進学希望が特に

多い事が特徴的である。これは聾者の学力特性によるものと考えられる。一方、難聴者は、文・経・法系、理・工系とともに農・水産系、教員養成系も多い。また、芸術・体育系への進学も特徴的である。

肢体不自由者、病虚弱者およびその他はほぼ同様の分布を示している。

このように身障者の進学希望学部・学科の分析は、身障者の進学適正に関する情報を提供するものであった。今後さらに詳細な分析をすることにより身障受験生に、より有用な受験情報を提供できるものと思われる。

5 共通1次試験受験特別措置改善の効果

過去8年間に2つの大きな受験特別措置の改善がなされている。59年度からの弱視者に対する拡大文字問題冊子の準備と、60年度からの重度筆記障害の肢体不自由者に対するチェック解答方法の導入とである。受験特別措置改善の効果を検討するため、チェック解答方法導入の効果について分析した。

マークシート解答が困難な重度の筆記障害の肢体不自由者に対する受験特別措置として、初年度から文字による解答方法が措置されてきた。しかしながら、書字が困難な重度の筆記障害者に対する受験特別措置を更に改善する

Table 3 共通1次試験 身障受験生の学部系統別受験者数および合格者数の推移

		視覚障害		聴覚障害		肢体不自由		病虚弱	他	計
		盲	弱視	聾	難聴	体幹	その他			
						上肢	下肢等			
文・経・法系	受験者数	38	26	4	34	64	102	10	71	349
	合格者数	8	9	2	16	9	34	3	25	106
理・工系	受験者数	5	16	17	47	28	31	2	80	226
	合格者数	1	5	4	15	6	10	1	18	60
農・水産系	受験者数	-	3	10	13	7	1	1	19	54
	合格者数	-	0	1	6	2	0	0	1	10
医・歯系	受験者数	-	-	-	-	-	9	2	10	21
	合格者数	-	-	-	-	-	1	0	3	4
薬・保険系	受験者数	-	1	1	1	-	4	1	3	11
	合格者数	-	0	0	0	-	2	0	1	3
教員養成系	受験者数	6	46	12	27	18	24	3	63	199
	合格者数	1	5	2	6	3	3	1	18	39
芸術・体育・その他	受験者数	6	10	20	18	9	18	1	26	108
	合格者数	1	1	3	2	1	3	1	4	16
合計	受験者数	55	102	64	140	126	189	20	272	968
	合格者数	11	20	12	45	21	53	6	70	238
	合格率(%)	20.0	19.6	18.8	32.1	16.7	28.0	0.3	25.7	24.6

ため、60年度から大型のチェックリストに簡単にチェックするだけで解答が出来るチェックによる解答方法が導入された。

Fig. 2に文字またはチェック解答を選択した体幹上肢障害の肢体不自由者と、マークシート解答を選択したその他下肢等の障害の肢体不自由者との受験者数・合格者数および5教科合計得点の得点分布の箱型図を示す。Fig. 1と同様得点を基準化し、偏差値の分布を示す。

体幹上肢障害者のうち、チェック解答方法導入以前6ケ年の年平均受験者数は13.5人、以後2ケ年は27.5人と2.0倍に増加している。一方、年平均合格率は、以前が12.3%、以後が16.4%と増えている。このように、60年度を境に受験者数および合格率とも増えており、年平均合格者数は1.7人から4.5人と2.7倍に達している。他方、その他下肢等の障害者のうち、以前6ケ年の年平均受験者数は27.8人、以後2ケ年は32.5人と1.2倍と若干増えている。一方、年平均合格率は以前が20.4%、以後が24.6%とこれも若干増えている。年平均合格者数は、5.7人から8人と1.4倍に増えている。しかしながら、受験者数および合格者数とも、その他下肢等の障害者も増えてはいるが、体幹上肢障害者の方がきわだって増加している。

また、得点分布は60年度以前2、3年間は体幹上肢障害者が特に低かった。しかしながら、60年度以後、その分布は、その他下肢等の障害者の分布に近づいているように思われる。

このように受験者数・合格者数および得点分布に対するチェック解答方法導入の効果は著しい。

ところで、学校基本調査報告書⁸⁾の養護学校高等部の障害種類別在学者数をみると、精神薄弱または病弱・身体虚弱をともしない肢体不自由者の在学者数は、以前6ケ年の年平均が3,287人である。以後2ケ年の年平均が3,472人である。1.056倍とあまり増えていないことが知られる。このため肢体不自由者の進学該当年齢層はあまり増加していないものと推測される。この受験者数および合格者数の増加は進学該当年齢層の増加の要因のためとは考えられない。

また、Table 1の「他」の欄の文字解答者は59年以前31名あったが60年度以後は1名に減っている。この文字解答者の減少が60年以後の体幹上肢障害のチェック解答者を増加させたとも考えられる。しかしながら、この文字解答者の大多数は弱視者であって筆記障害者ではなかった。

このためチェック解答者の増加は、主として文字解答が困難で国公立大学の受験を断念していた重度の筆記障害

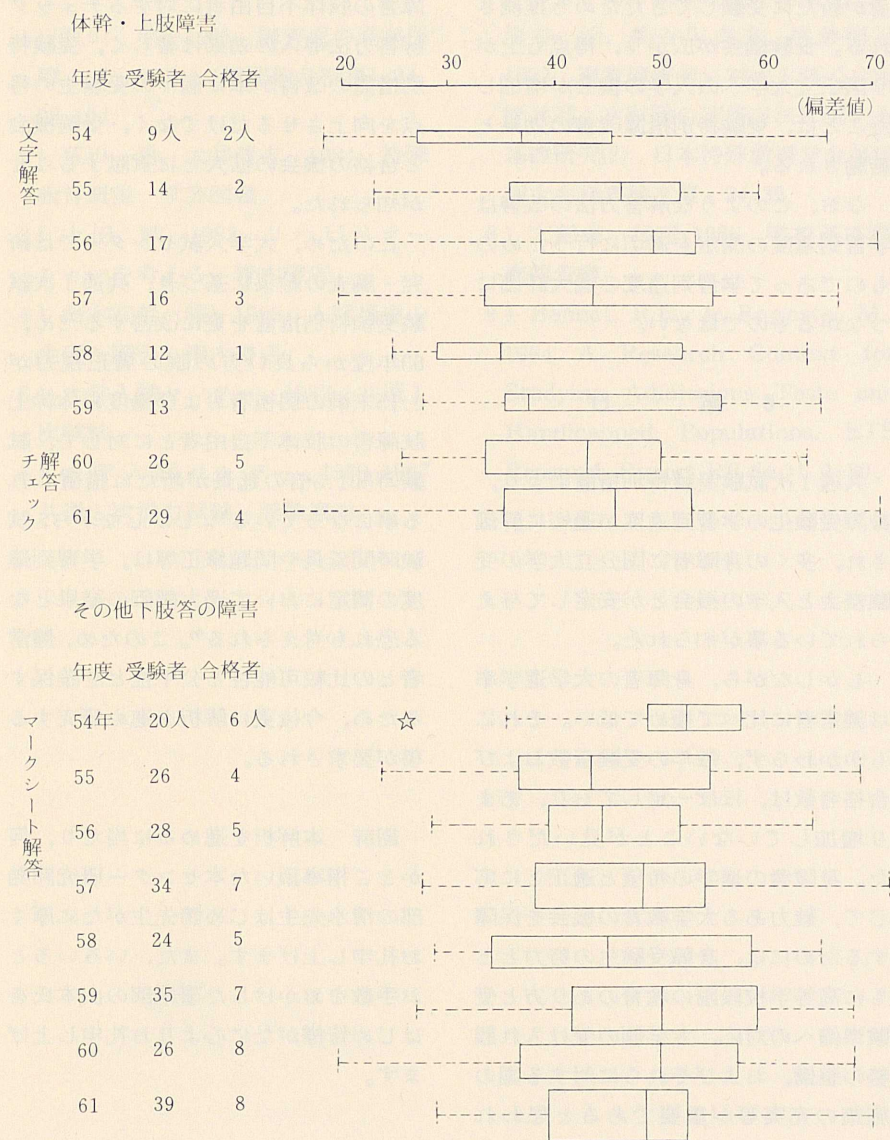


fig. 2 共通1次試験肢体不自由者の受験者数、合格者数、得点分布の推移

者が新たに受験してきたためと推測される。受験機会が広がり、得点も上がり国公立大学への入学の機会が増加したことは、受験特別措置改善の効果と結論される。

なお、このような解答方法の改善は学習到達度の測定を適切に行うためのものであって学習到達度の過大評価につながるものではない。

6 結 び

共通1次試験受験特別措置により、身障受験生の学習到達度が適切に評価され、多くの身障者に国公立大学の受験機会と入学の機会とが安定して与えられている事が知られた。

しかしながら、身障者の大学進学率は健常者に比べて極めて低い。それにもかかわらず、毎年の受験者数および合格者数は、ほぼ一定しており、あまり増加していないことが見いだされた。身障者の進学の希望と適正とに応じて、魅力ある大学教育の機会を保障するためには、身障受験生の努力とともに高等学校段階の教育のあり方と受験準備への対応、大学側の受け入れ態勢の整備、およびそれらに対する国の施策の充実等が重要であると思われる。また、それとともに大学入学者選抜試験方法にもなお改善の余地があるものと考えられる。事実、重度の筆記

障害の肢体不自由者に対するチェック解答方法導入の効果は著しく、受験特別措置の改善が単に個々の受験生の得点を向上させるだけでなく、受験機会と合格の機会の拡大とに貢献することが知られた。

このため、大学入試センターでは研究・調査の結果に基づき、共通1次試験受験特別措置を更に改善するため、63年度から良い方の眼の矯正視力が0.15未満の弱視者および重度の体幹上肢障害の肢体不自由者とに対して、試験時間1.3倍の延長が新たに措置される事になっている⁹⁾。しかしながら、試験時間延長や問題修正等は、学習到達度の測定において過大評価の結果となる恐れも考えられる⁹⁾。このため、健常者との比較可能性と公平性を確保するため、今後更に解析を進め研究する事が要求される。

謝辞 本解析を進めるに当たり、何かとご指導頂いた本センター研究開発部の清水先生はじめ諸先生がたに厚くお礼申し上げます。また、いろいろとお手数をおかけした事業部の山本氏をはじめ皆様がたに心よりお礼申し上げます。

文 献

- 1) 荒川 勇 1981 障害児の進学保障 ジュリスト(増刊総合特集), 24, 98-102.
- 2) 荒川 勇, 大井清吉 1984 特殊教育概説 学芸図書
- 3) 上田 敏 1983 リハビリテーションを考える 青木書店
- 4) 鈴木宏哉(編) 1985 人間発達の生理と障害 青木書店
- 5) 大学入試センター 1987 共通1次試験
- 6) 大学入試センター 1979-1987 共通1次学力試験 受験案内

- 7) 藤芳 衛, 佐藤親雄, 尾関育三, 塩谷 治, 長谷川貞夫, 遠藤利三 1977 視覚障害者に対する国公立大学共通1次試験の実施方法に関する基礎研究(2) 日本特殊教育学会第15回大会発表論文集 34-35.
- 8) 文部省 1979-1986 学校基本調査報告書
- 9) Bennet, R.E., & Ragosta, M., 1984 A Research Context for Studying Admissions Tests and Handicapped Populations. ETS Research Report RR-84-31, 1-80.